



専門家による巡回相談を実施

町では、体や心、福祉サービスの利用などについて、社会福祉士など専門の相談員が対応する巡回相談を実施しています。

一般相談支援事業所「あいわの里」に委託して行っているもので、予約は不要です。気軽に利用ください。

○日時・場所

- ・5月11日(木) 午前9時～11時
- ・獅子島アイランドセンター

※同時帯に自宅での相談対応も受け付けています(要予約)。

- ・6月8日(木) 午前9時～11時
- ・指江支所1階小会議室

- ・7月13日(木) 午前9時～11時

町保健福祉センター

※8月以降も順次開催予定です。

新生活運動実践項目が決定

町では、身の回りの生活環境を見直し、冠婚葬祭などの簡素化を進めるため、令和5年度の実践項目を決定しました。

新生活運動は、親せきなどの特別な関係の交際ではなく、一般の交際を推進するもので、平成22年度から推進しています。

各家庭での新生活運動の実践に協力ください。詳しくは問い合わせください。

○実践項目

- ・結婚式
- ①引き出物の簡素化に努める
- ②招待客は必要最小限にとどめる
- ③会場はなるべく地元会場にする
- ④結婚披露宴のお祝いは2万円以内

・葬式

- ①香典は3千円以内
- ②会葬者には会葬御礼のみにし、香典返しは廃止する
- ③忌明けは近親者だけにとどめる

・初盆

- ①初盆のお参りは千円程度とし、お返しは廃止する
- ②初盆の接待はお茶程度にする



○問い合わせ先

役場福祉事務所障害福祉係
☎(86)1146「直通」

成年後見制度中核機関の設置

町では、成年後見制度についての相談や制度利用促進のための広報・啓発活動の中核となる機関を、4月1日から設置しました。

相談にあたっては、必要に応じて弁護士や司法書士など専門家の意見を受けながら対応します。

成年後見制度に関する相談は問い合わせください。

○問い合わせ先

役場福祉事務所障害福祉係
☎(86)1146「直通」

令和5年全国戦没者追悼式参列者募集

全国戦没者追悼式への参列を希望される遺族のかたを募集します。

詳しくは問い合わせください。

○期日

- 8月15日(火)

※前日からの団体行動になります。

○場所

日本武道館(東京都千代田区)

○対象者

一般戦災死没者の遺族
※鹿児島県内に住民登録をしている遺族に限ります。

※過去に参列したことがないかたを優先します。

※「次世代への継承」という観点から18歳未満の遺族も募集します。

○申込期間

- 5月1日(月)～31日(水)

○その他

新型コロナウイルス感染症の感染状況により、変更になる可能性があります。

○問い合わせ先

役場福祉事務所高齢者支援係
☎(86)1146「直通」

危険空き家の解体費用を補助します

町では、倒壊のおそれがあるなどの危険な空き家の解体を促進し、安心して生活できる環境を確保するため、空き家などの解体工事の費用の一部を補助します。(長島町危険空家等解体撤去事業) 詳しくは問い合わせください。

○補助金額

解体撤去工事費用の80%以内の額

○条件

- ・長島町危険空家等解体撤去事業補助要綱に定める基準を満たすこと
- ・公共事業などの補償の対象となっていないこと
- ・火災を原因とするものではないこと
- ・町税などの滞納がないこと

※家財や立木、車両などの撤去・処分費用および倉庫単体の解体撤去は対象外です。

○募集期間

- 5月1日(月)～31日(水)

※申請件数が多数の場合は締め切ることがあります。

○注意事項

- ・申請した場合でも、必ず実施できるわけではありません。
- ・これまで申請されたものから順次予算の範囲内で実施します。
- ・現地調査で補助対象外と判断される場合があります。

○問い合わせ先

役場建設課
☎(86)1132「直通」

○運動実施期間

- 4月1日(土)～6月30日(金)

○スローガン

「徹底しよう！農業機械の転落・転倒対策」

○啓発事項

- ・ほ場周辺の危険箇所の確認・改善、危険回避行動の実践
- ・トラクターに安全フレームを装着し、運転時には必ずシートベルト・ヘルメットを着用
- ・トラクターに作業機を装着して公道を走行する際は、十分な道幅を確保し、灯火器を設置して、安全運転に心掛ける

○問い合わせ先

県経営技術課
☎099(2886)3155

農作業事故ゼロ運動

農作業が盛んになる4～6月を安全対策の重点期間として「春の農作業事故ゼロ運動」を実施し、農作業事故の未然防止、安全対策の周知徹底、強化を図っていきます。

対象となるかたは、忘れずに申請してください。

○運動実施期間

- 4月1日(土)～6月30日(金)

○スローガン

「徹底しよう！農業機械の転落・転倒対策」

○啓発事項

- ・ほ場周辺の危険箇所の確認・改善、危険回避行動の実践
- ・トラクターに安全フレームを装着し、運転時には必ずシートベルト・ヘルメットを着用
- ・トラクターに作業機を装着して公道を走行する際は、十分な道幅を確保し、灯火器を設置して、安全運転に心掛ける

○問い合わせ先

県経営技術課
☎099(2886)3155